

〈史料紹介〉

## 大内氏家臣安富氏の関係史料について（二）

和田秀作

前稿<sup>(1)</sup>に引き続き、大内氏家臣安富氏の家文書を紹介する。

今回紹介する「大内家御判物并奉書写 安富恕兵衛」は、山口県文書館架蔵の近藤文庫「大内氏実録土代」卷十一に収められている一冊の古文書集である。本来の表紙に「文久元年酉五月」とあるから、文久元年（一八六一）安富恕兵衛が写したものと想定される。『大内氏実録』執筆の基礎史料としたものと考えられる<sup>(3)</sup>。

書写の方法は影写でなく謄写であるが、料紙の大きさに気を配り、裏書や後筆についても註記するなど、原文書のもつ情報を伝えようとした比較的良質な写である。

大内氏家臣安富氏の関係史料について（二）（和田）

ここに含まれる文書は、すべて周防国熊毛郡光井保に拠つた大内氏の有力家臣安富氏の庶子家光井氏に関わるものである。

管見では光井保と安富氏の関わりは永徳三年（一三八三）ころから確認でき<sup>(4)</sup>、光井保は安富氏が比較的早くから保持していた所領のうちの一つであった。ここを基盤とした安富石見人道高文が、在名により光井氏を名乗りはじめたようである。

ところで、この古文書集には応永十一年（一四〇四）から天文二十三年（一五五四）までの文書三十四点が収められているが、その大部分は年号を欠いている。

そこで、これらの文書を発給者と便宜的に分類した内容に着目して大内氏当主の家督期間ごとにまとめてみると表1のようになる。

表1 発給者・内容別内訳

当主名	内容 発給者	軍事	所 所	識 領	音 信	その 他	発 給 者 別 内 訳	計
盛見	当主			1			1	1
持世	当主	8	1	1			10	11
	光井氏			1			1	
教弘	当主	1					1	1
政弘	—						0	0
義興	当主			1			1	6
	奉行人	5					5	
義隆	当主			2			2	13
	奉行人	10	1				11	
義長	当主			2			2	2
発給者 別 内 訳	当主	9	7	1			17	34
	奉行人	15	1				16	
	光井氏			1			1	
計		24	9	1	0		34	34

(数字は点数)

一見して明らかのように、時期的にかなり偏りがあるのが特徴である。例えば、持世期の文書が十一点（このうち十点が持世発給の書状）と全体の三分の一近くを占めている。大内持世の家督は十年と短かった為、その発給文書は歴代に比べて少ないことを考えればまとまつた分量といえる。

これに対して、教弘期のものは僅か一点、政弘期のものは一点も残されていない。表現を変えれば、持世最末期の嘉吉元年（一四四二）から明応九年（一五〇〇）までの約六十年間の史料が全く欠落している。

義隆期のものが十三点と一番数が多いが、大内氏歴代のうち当該期の史料が量的には最も恵まれていることからすれば特に不思議はない。また、義興期の六点の内五点が晩年の大永年間の安芸国遠征に関わるものである。

### 義長期のものは「一点にすぎない」。

つぎに内容に着目すると、武家文書らしく軍事活動に關わるもののが二十四点と全体の七割を占めるのが特徴である。残り三割は、八朔の祝いに関する一点（九号文書）を除けばすべて所領・所職の給与・安堵・相続などに關わるものである。

また発給者に着目すると、大内氏当主のものが十七点、奉行人のものが十六点で、これ以外には光井氏自身による譲状が一点あるのみである。したがって、「大内家御判物并奉書写」という表題が示すように、まさに大内家から光井氏（安富氏）に与えられた判物や奉書の写を集めた文書群と言える。

以下、筆者の関心に沿つて若干説明を加えておきたい。  
三・四・七・一・一四・二一・二三・二四・二六・二八号文書などは、大内氏の相次ぐ遠征に従軍する中小規模の家臣の実態をうかがわせる好史料である。

光井氏が一時的に指揮下に入った軍事指揮官としては

大内氏領国で郡名（もしくはそれに類する地域呼称）を冠して称される集団としては、安芸国の「西条衆」<sup>(6)</sup>や豊前国の「宇佐郡衆」<sup>(7)</sup>などがある。これらは、いずれも大内氏領国周辺部<sup>(8)</sup>大内氏とその対抗勢力との境目に位置している。<sup>(9)</sup>こういった地域は帰属が不安定であるがゆえに、その構成員は離合集散を繰り返す反面、時には結束して権力から自立的な動きをする場合もあるという特質をもつている。

阿武郡は長門国に属するが、石見国に隣接し、政治的・経済的にも石見国と大変関わりが深い。十五世紀初めには、分郡として長門国守護（ほとんどの場合大内氏当主）とは別人に与えられた場合があつたことも確認できる。<sup>(10)</sup>もつと遡れば、一郡全域がほぼ阿武御領という皇室領であつたとされるような、長門国の中でも特異な性格をもつ地域であった。

「阿武郡衆」とは長門国にあつて地理的にも歴史的にも特異な性格を有する阿武郡に基盤をもつ大内氏被官た

ちの総称であると考えられる。それゆえ、彼らは境目地域特有の結びつきを持つていたと考えられ、大内氏はそういう日常的な地域的結合を戦時における軍事編成にも利用していたと推測される。<sup>(11)</sup>

二九号文書は、光井兼種一跡をめぐって弟の光井隆貞と養子の村上隆号が争った際の判決結果を伝えた裁許状である。

ここでは「衆評」という語が注目される。研究史では、大内氏の「衆評」＝評定は当主臨席のもと評定衆によつて構成され、司法・立法・行政の三機能を持つ、大内氏の最高議決機関であるとの評価が与えられている。<sup>(12)</sup>しかし、ここで「衆評」は文脈から奉行人による評定であるとするのが素直な解釈であろう。奉行人やいわゆる「評定衆」の概念にもよるが、史料上の「衆評」がすべて「評定衆」によるものでなかつたことをこの史料は示してくれる。<sup>(13)</sup>

最後に、一五号文書は軍役奉公の恩賞として窮乏した

家臣を対象に個別に徳政令が出された事例である。この史料については布引敏雄氏の研究があるのでそれを参考にされたい。

なお、この「大内家御判物并奉書写 安富恕兵衛」は、これまでに一部が自治体史に収録されたり、研究論文等にも引用されているが、研究者の利便を考え、あえて全文書を翻刻した。

#### 註

(1) 拙稿「大内氏家臣安富氏の関係史料について（一）」（『山口県文書館研究紀要』二七号、二〇〇〇年）。

(2) 「大内氏実錄土代」は、大内氏研究の先駆者である近藤清石が『大内氏実錄』を著す際に収集した古文書の写をまとめた、いわば『大内氏実錄』の史料編にあたる。請求番号は「近藤清石文庫」九八（二〇）の一二）である。

(3) 安富恕兵衛は萩藩士の安富氏と考えられるが、詳細は不明。

この時期に文書を筆写した理由も近藤清石がそれを入手した

大内氏家臣安富氏の関係史料について（二）（和田）

なつてゐる〔益田家文書〕卷五三、〔満清准后日記〕永享三年九月三日条〔山口県史〕史料編中世1、九六頁。大内武治も、長禄年間教弘が守護のときにその可能性がある（閻八二末武二号）。

(10) このような軍事編成のあり方は、一般的には臨時に編成された部隊よりも軍事的効果が高かつたと考えられるが、情勢によつては一部隊がそのまま敵方へ寝返つてしまふという危険性もはらんでいる。事実「西条衆」の場合、その大部分が戦線離脱して集団で敵方へ寝返つてしまつたことがある（前掲註6「久芳家文書」）。なお、「阿武郡衆」の構成員やその日常的な結合についての実態は不明である。今後の課題としたい。

(11) 佐伯弘次「大内氏の評定衆について」〔古文書研究〕一九号、一九八二年。(12) 奉行人による「衆評」が行われていたことは他にも所見がある。例えは「毎月三箇度、於奉行人宅所輪番令会合、御世務方其外諸篇、可遂衆評之事」〔大内氏綱書〕八一条〔中世法制史料集〕三巻 武家家法I 岩波書店、一九六五年)。

一 字体は、常用字や人名用漢字は新字体にあらためた。それ以外の漢字（いわゆる表外漢字）や一部の変体仮名には、原文の字体を残したものもある。  
一 校訂者の加えた註のうち、校訂註には〔 〕、説明註には（ ）や○を用いた。  
一 ウハ書など本文以外の部分は〔 〕で括つた。  
一 凡例

「奉行人中被衆評之處」〔西光寺文書〕（写は「防長寺社由来」七巻、二六七頁。衆評の部分は原文書で確認した。）など。

(13) 布引敏雄「戦国大名大内氏の徳政令」〔山口県地方史研究〕四九号、一九八三年) 二〇頁。

(14) 例えは、〔広島県史〕古代中世資料編V、〔光市史〕、布引敏雄前掲註13論文など。

## 大内家御判物并奉書寫 安富恕兵衛

### 一 大内持世書状写

〔モトウハ書〕  
光井兵庫助殿

持世

承候趣得其意候、着到披見候、城誘事、不可有無念候、恐々謹言、

五月十一日  
〔盛勝カ〕  
光井兵庫助殿

持世

面々御中

○この文書は、嘉吉元年以前のものと思われる。

### 二 大内持世書状写

城誘事奔走候由承候、悦入候、就中夜まちの事肝要候、

ひるも通候由申候、日夜またせらるへく候、返々不可有油断候、恐々謹言、

五月十二日

持世 御判

光井兵庫助殿

番立大略下着候之處、遲參如何様之次第候哉、早々可被馳下候、恐々謹言、

六月一日

持世 御判

大内氏家臣安富氏の関係史料について（二）（和田）



猶為令無相違、不謂前後判不可改變之旨別而載文章上者、任遺約之光井孫三郎護孝相続所令領承之狀如件、

文龜元年五月廿七日

一四 大内氏奉行人連署奉書写

至<sup>〔豊前國下毛郡〕</sup>代平御城可被差籠候、不日被登城野仲五郎被申談馳

走可為肝要候、於遲々者不可有通路候、繼夜於日可被馳

籠之由候、恐々謹言、

〔天文元年カ〕

七月廿六日

〔貢〕武助判

〔内藤〕正朝同

光井<sup>〔兼種〕</sup>三郎次郎殿

一五 大内氏奉行人連署奉書写

兼種事、為親父兵庫助代芸石在陣在城之上、今度至<sup>〔豊前國下毛郡〕</sup>万代

平御城俄被差籠之條、旁以就窮困之儀、德政愁訴之通令

披露、被成御心得候、仍御法度物一卷封裏被写遣候、守

一六 大内氏奉行人杉興重奉書写

兩人事、被相副野田<sup>〔與方〕</sup>兵部少輔候、每時任彼儀馳走可為肝

要之由候、恐々謹言、

〔天文七年カ〕

正月晦日

光井<sup>〔兼種〕</sup>二郎二郎殿

〔有祐〕野原三郎殿

一九 大内氏奉行人杉興重奉書写

於新城可被差籠候、被成其覺悟、任野田<sup>〔與方〕</sup>兵部少輔裁判在城可為肝要之由候、御城衆事重々可被相加之由候、每時被申談馳走可為肝要之旨候、恐々謹言、

去年<sup>〔安芸國佐西郡〕</sup>大永以來令隨逐弘中々務亟、於草津于今在城誠神妙之旨、先以得其心能々可申之由候、弥忠節肝要候、恐々謹言、

〔大永四年〕六月七日  
〔神代〕武總判  
〔野田〕興方同

光井<sup>〔兼種〕</sup>三郎次郎殿

光井<sup>〔兼種〕</sup>三郎次郎殿

二〇 大内氏奉行人連署奉書写

長々在城辛勞之段雖御推察候、先被在城每時小幡四郎被去五日至草津敵出張之時、僕從新衛門被矢疵右脇由、弘

中小太郎注進之通令披露訖、神妙之由所被仰出也、仍執達如件、

〔安芸國佐西郡〕<sup>〔隆〕</sup>大永六年七月九日  
〔兵庫助判〕<sup>〔兵庫助〕</sup>光井三郎次郎殿

〔野田與方〕兵部少輔同

光井<sup>〔兼種〕</sup>三郎次郎殿

二一 大内氏奉行人連署奉書写

至石州内藤彈正忠興盛被差遣候、仍兼種事、興盛可有同

此旨質物并沽却地等事悉可被進止候、万一寄事於德政有非法之儀之由於有訴申仁者、可被遂糺明候、可被存旨之<sup>〔其觀〕</sup>

〔天文元年カ〕

十月廿八日

〔内藤〕正朝同  
〔武助〕武助判

〔モトウハ〕光井<sup>〔與方〕</sup>三郎次郎殿  
〔裏〕内藤彥次郎

貫越中守一

道之由候、不可有遲々候、恐々謹言、

十一月廿二日

（招開）  
興國判

（杉）  
興重同

（宗像）  
正氏同

光井<sup>（兼種）</sup>  
三郎次郎殿

○この文書は、享禄元年～天文元年のものと思われる。

一二一 大内氏奉行人弘中興勝奉書写

（光井）  
兼種事雖為養性以乘物去十四日登城由、興盛以吹笙之状、

（内藤）  
今日廿二從防府御帰館之条、令披露候、每時被任興盛裁

（周防國佐波郡）  
判馳走可為肝要之由候、恐々謹言、

十月廿二日

興勝判

光井<sup>（兼種）</sup>  
三郎次郎殿

○この文書は、天文年間前半のものと思われる。

一二三 大内氏奉行人連署奉書写

（安芸國佐東郡）  
去五日至佐東河口動之時、人數等別而馳走之由、隆定・

仁事無然々之候、然者歎樂少得減候之間、以乗物登城之

由注進之通令披露候、被成

御心得候、御城番以下弥

二四五 大内氏奉行人杉宗長興重奉書写

（光井）  
依兼種歎樂、為名代弟彦<sup>（光井隆貞カ）</sup>三郎被申付、雖御城番勤候、彼

動等之儀、每時可有裁判事肝要之由候、恐々謹言、

（内藤）  
正朝同

光井<sup>（兼種）</sup>  
兵庫允殿

一二四 大内氏奉行人連署奉書写

至芸州俄出陣之儀被仰出候、陶<sup>（持長）</sup>兵庫頭令同道可有馳走之

由候、恐々謹言、

（天文六年カ）  
正月十三日

（吉見）  
（杉）  
正朝同

光井<sup>（兼種）</sup>  
兵庫允殿

房康注進之通令披露候、尤神妙之由得其心可申之由候、  
恐々謹言、

（天文九年カ）  
五月廿九日

（貫）  
武助判

（杉）  
興重同

（貫）  
宗長同

光井<sup>（兼種）</sup>  
三郎次郎殿

○この文書は、享禄元年～天文元年のものと思われる。

一二六 大内氏奉行人連署奉書写

（伊予國越智郡）  
去月十五日於予州中途表動之時、郎從秋友左兵衛被矢疵

差遣候、仍光井<sup>（兼種）</sup>三郎次郎事、右同前出陣之儀被仰出候、

急度可被申渡之旨候、恐々謹言、

（内藤）  
正朝同

飯田<sup>（正秀カ）</sup>  
弥五郎殿

○この文書は、天文九年～天文二十年のものと思われる。

一二七 大内氏奉行人連署奉書写

（令泉）  
右胸之由、隆豐注進到来遂披露畢、尤神妙之由所被仰

出也、仍執達如件、

正月廿四日

（杉興重）  
宗長判

光井<sup>（兼種）</sup>  
兵庫允殿

○この文書は、享禄元年～天文五年のものと思われる。

一二八 大内氏奉行人連署奉書写

（伊予國越智郡）  
被副遣<sup>（麻生）</sup>隆春候為阿武郡衆替、光井<sup>（兼種）</sup>三郎次郎事被差遣候、

動等之儀、每時可有裁判事肝要之由候、恐々謹言、

（内藤）  
正朝同

七月十六日

（内藤）  
正朝判

右京進判

（杉宗長）  
沙弥同

尾張守同

光井<sup>（兼種）</sup>  
兵庫允殿

○この文書は、享禄元年～天文五年のものと思われる。

一二九 大内氏奉行人連署奉書写

（光井）  
被副遣<sup>（隆春）</sup>麻生土佐守候為阿武郡衆替、周防衆内少々只今被

大内氏家臣安富氏の関係史料について（二）（和田）

為養子雖申談之給地相続、御案内之時実子之由申掠奉書  
給置之間、被尋聞召之、猶事實者兼種存生中不請御下知  
之、任御法度之旨、彼所帶之事非無由緒之条、可預御扶

持之由<sup>（光井）</sup>隆貞言上之通、以數通証文遂披露之、對<sup>（有上）</sup>隆號被成  
御尋之、讓狀并一跡相統御領納奉書等出帶分者、隆貞申

所無相違者也、此等之次第對奉行人御尋之処、衆評之趣、  
既隆号上進証跡養子段無紛之上者、被任先条可被成御裁  
許由各言上之、無余儀被思召之条、兼種給地同家財以

下事被充下<sup>（光井）</sup>隆貞畢者、早被全知行可被抽奉公忠之由、依  
仰執達如件、

天文廿年卯月七日  
（吉見興滋）  
備中守判

光井雅樂允殿  
（冷泉隆豐）  
左衛門少尉 同

天文廿年卯月十二日  
（元井）  
右以源隆貞所宛行也者、在序官人等宜承知依宣行之、以  
宣、

大府宣 大宰府在序官人等  
（元井）  
可任早厅宣管豊前国築城郡椎田村内新開五段・同国下  
毛郡島名五段廿五代地等事

三〇 大内義隆袖判下文写  
御判按  
義隆公

下

天文廿年卯月十二日  
（吉見興滋）  
大式多々良朝臣 御判按  
義隆公

三一 大府宣写  
御判按  
義隆公

周防國熊毛郡光井保東方六拾石足・同國同郡麻合拾石足

三二 大内晴英義長袖判安堵状写  
御判按  
義長公

周防國熊毛郡光井保東方六拾石足・同國同郡麻合拾石足

同國玖珂郡相杜拾石足・豊前國下毛郡島名内五段・同  
國築城郡新開五段事、任代々証判等之旨、光井雅樂允隆  
貞領掌不可有相違之状如件、

天文廿一年七月廿二日

## 三三 大内義長袖判繼目安堵状写

御判按  
義長公

雅樂允隆貞一跡事、任去天文廿一年七月廿二日裁許之旨、  
光井弥三郎榮和可相続之状如件、

天文廿三年六月廿九日

## 三四 大内盛見安堵状写

周防國光井保福泉庵住持職・同免田畠等事、座珍大師永  
代可有領掌之旨、安富周防人道正金永德三年八月日寄進

状炳焉也、加之被申成<sup>（大内義弘）</sup>香積寺殿御証判上者、不可有他妨  
任先例寺務不可有相違之状如件、

天文廿一年三月十五日

多々良 御判按  
盛見公

可令早領知周防國熊毛郡光井東方六拾石・同郡麻合内  
拾石・玖珂郡相杜内拾石地等事

右以件人所宛行也者、早守先例可領知之状如件、

天文廿年卯月十二日